

平成 15 年 秋季研究発表会申込書 (社)日本オペレーションズ・リサーチ学会

題目		受付番号 (イ)
発表者(ロ)		
会員番号(ハ)		
所属		

連絡先：氏名 \_\_\_\_\_ E-mail: \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

Tel.(自宅/所属先) \_\_\_\_\_ Fax.(自宅/所属先) \_\_\_\_\_

発表形式 ( A , B , C に , 複数可 )

A = 部会報告 部会名 : \_\_\_\_\_

B = 特別セッション オーガナイザー氏名 : \_\_\_\_\_

セッション名 : \_\_\_\_\_

C = 一般発表 ( 分野に , 複数可 , 主なもの一つに )

		分 野
応用 モデル 事例	経営関連	戦略計画, 企画・設計, 研究・開発, 金融・財務, 組織・人事・教育, マーケティング, 流通, 事務処理, その他 ( )
	生産関連	生産管理, 工程管理, 在庫管理, 保全・取替, 品質管理, 性能評価, 物流 その他 ( )
	公共関連	政策・行政, 輸送・交通, 医療・福祉, 資源・環境, 都市・地域・国土, 生活, 教育, その他 ( )
	情報関連	情報・通信, ネットワーク技術, EDI・CALS, CIM, MIS・DSS, GW, 計算機工学, その他 ( )
	その他	( )
理論 モデル	数理計画 関連	線形計画, 非線形計画, 整数計画, 動的計画, 組み合わせ最適化, 計算幾何学, スケジューリング, グラフ・ネットワーク, 探索理論, システム・制御 その他 ( )
	確率・統 計関連	マルコフ過程, 待ち行列, 信頼性, 予測, シミュレーション その他 ( )
	意思決定 関連	ゲーム理論, 多目的計画, AHP, DEA, モデリング その他 ( )
	その他	( )

発表内容を表すキーワード(ニ) =

発表 方法(ホ)	A = 講演形式 B = ペーパーフェア C = “ A , B どちらでもよい ” D = ソフトウェア発表会 ( 必要な使用機種などについてメモを添付して下さい ) E = 商用ソフトウェアショー ( 必要な使用機種などについてメモを添付して下さい )
使用機材	A = 液晶プロジェクタ B = OHP
事例研究賞 ( ソフトウェア )	A = 応募したい B = 応募しない

注(イ) 記入しないで下さい。

注(ロ) 発表者が2名以上のときは, 講演者に\*印をつけて下さい。

注(ハ) 会員の方は, 必ず会員番号をお書き下さい。ご記入のない場合は, 非会員の扱いとなります。

注(ニ) 発表の分野にこだわらず, 少なくとも2~3個は必ずお書き下さい。

注(ホ) A または B を希望しても, 会場の都合で変更させていただくことがあります。

## 平成15年 秋季研究発表会 発表申込説明書

### 研究発表お申込みにあたってのお願い

1. お申し込みいただきました研究発表につきましては、実行委員会が、ご発表の受理ないしは非受理のご通知を致します。実行委員会は、会員の方が登壇者となるご発表の場合、原則として受理致しますが、非会員の方が登壇者となるご発表の場合、受理しないことがございますので、あらかじめご了承下さいませようをお願い致します。なお、受理しないこととなりましたアブストラクトのご返送は致しませんのでご了承下さい。
2. 研究発表会参加費は、事前振込みの場合、正会員・賛助会員は6,000円、学生会員は1,000円、非会員は8,000円です。当日申込みの場合は、正会員・賛助会員は7,000円、学生会員は1,000円、非会員は10,000円(但し、学生の方は、学生証の提示で1,000円)です。
3. 非会員の方が登壇者となるご発表の場合、非会員参加費に加えて、登壇料が別途必要となります。非会員登壇料は、12,000円/件です。(従いまして合計は、事前振込みの場合は、10,000円、当日払いの場合は12,000円となります。)また、ご登壇件数が2件の場合、非会員登壇料は14,000円となります。なお、登壇なさらない非会員の方は、非会員参加費のみのお支払いとなります。
4. アブストラクト集に掲載される記事の著作権は、社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会に帰属することになりますのでご了承下さい。

### アブストラクトの書き方

アブストラクトは、オフセット印刷(写真版)のため、発表者の原稿がそのまま原版となり、B5版に縮小印刷されます。従って、原稿の書き方が不適当ですとオフセットの原版となりませんし、また、締切日直前に提出されたものは、直していただく時間がなくなりますので、この説明書をよくお読みになった上で原稿をお書き下さいませようお願い致します。

1. 原稿用紙 : パソコンを用いて原稿を作成する方は、白の上質A4版コピー用紙に印字してください。図面、表、写真などを含めて2枚以内とすること。枠取りは上下端マージン各30mm、左右端マージン各20mmをお取り下さい。B5版へ86%縮小されることを念頭に印字文字サイズを選定して下さい。手書きを希望する方は、あらかじめ事務局に手書き用紙を請求して下さい。
2. 題目 : 最上段の行に本文より大きめに一行に書いて下さい。長ければ2行に書いてもかまいません。
3. 発表者氏名および所属 : 第3行に書いて下さい。発表者が2人ならば、第3、第4行に記入し、3人ならば、第5行まで使用して下さい。会員番号、所属、発表者氏名の後に発表者氏名のローマ字書きを付記します。順序は姓、名の順とし、姓はすべて大文字、名は頭文字のみ大文字にして下さい。講演者には\*印をつけて下さい。  
(例) 会員番号 大学 \*高橋太郎 TAKAHASHI Taro  
会員番号 会社 小林二郎 KOBAYASHI Jiro
4. 図および表 : 適当な箇所に墨または黒インクで直接手書きにするか、ワープロで黒インクを用いて直接印字するか、あるいは透視の利かない紙質に書いて貼りつけて下さい。写真も同様に貼りつけて下さい。(貼りつけたものが枠をはみ出さないよう注意して下さい。) タテ、ヨコ共に約86%に縮小されますので、画面の文字もそのつもりで選定してください。

### 送付方法

1. 送付注意 : 原稿は折らずに、かつ、しわにならないよう送付して下さい。
2. 送付期限 : 平成15年6月20日(金)必着
3. 送付先 : 〒814-0180 福岡市城南区七隈8-19-1

福岡大学経済学部 梶井 昌邦(かこい まさくに)

TEL:092(871)6631(内線:4121), FAX:092(874)6830

( \* 研究発表申込書、アブストラクト、及び著作権の承諾書の提出をもって申込み受付とします。 )

平成 年 月 日

社団法人

日本オペレーションズ・リサーチ学会

研究普及委員長殿

## 承 諾 書

私は、社団法人 日本オペレーションズ・リサーチ学会の定める著作権規程により、研究発表会アブストラクト集に掲載した論文にかかる著作権は、貴学会に譲渡することを承諾します。

住所

---

氏名

---

印

# 著作権規程

(社)日本オペレーションズ・リサーチ学会

## (目的)

第1条 この規程は(社)日本オペレーションズ・リサーチ学会(以下学会という)が編集または発行する出版物に掲載される論文等(論文, 解説記事、ウェブサイトを含む, 以下論文等という)の著作者と本学会との間の著作権移転に関して取り決めるものである。

## (著作権の帰属)

第2条 本学会発行の出版物に掲載される論文等の著作権(著作権法第21条から第28条までに規程するすべての権利を含む)は本学会に投稿された時点から原則として, 本学会に帰属する。

2. 特別な事情により、前項の適用ができない場合、著作者は申し出るものとする。その場合の著作権の取扱は著作者と本学会との間で協議し、決めることができる。

## (著作権利用の許諾)

第3条 本学会に帰属する著作権を利用する場合は本学会の許諾を必要とする。

2. 著作者自身が自身の論文等の全部または一部を自身の用途のために複製、翻案するなどの形で利用する場合は、本学会では原則的に異議申立てをしたり、妨げをすることはない。この場合、著作者は事前に申し出を行なった上、本学会の指示に従うとともに利用する複製物あるいは著作物中に本学会の出版物にかかる出典を明記すること。
3. 第三者から論文等の複製あるいは翻案、公衆送信等の許諾申請があった場合、著作者の承諾を得た上で、以下の委員会または幹事会が許諾の決定を行なう。また、複製については許諾する権利を理事会の承認を得て、外部機関に委託することができる。これにより、第三者から本学会に対価の支払があった場合には、本学会会計に繰り入れるものとする。

機関誌については、機関誌編集委員会

論文誌については、論文誌編集委員会

研究発表会、シンポジウム、研究部会、セミナーなどの研究普及活動に関する刊行物については、研究普及委員会

その他の著作物については、庶務幹事会

個々の委員会または幹事会が許諾を決定しかねる場合は、理事会において著作権小委員会を設置して、それに決定を委任する。

## (著作権侵害及び紛争処理)

第4条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者からの著作権侵害の事実があった場合、本学会と著作者が対応について協議する。

## (著作者の責任)

第5条 本学会の出版物に掲載された論文等の執筆内容は著作者自身が責任を負うものであり、当該著作物についての他の著作権の侵害、名誉毀損またはその他争いを生じ、それによって本学会に損害が生じた場合は、本学会に対して当該損害を補填するものとする。

## (この規程以前の著作物)

第6条 この規程の施行以前に本学会が編集または発行した著作物についても各号の規程を準用する。

附則 本規程は平成13年9月22日より、施行する。

第2条の著作権に関わるすべての権利に含まれるもの

複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、上映権(第22条の2)、公衆送信権等(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、頒布権(第26条)、譲渡権(第26条の2)、

貸与権(第26条の3)、翻訳権、翻案権(第27条)、二次的著作物の利用に関する原作者の権利(第28条)